

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	大阪市 生活保護事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、生活保護事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

生活保護事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成30年11月13日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の内容 ※	<p>生活保護法に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>①保護決定に係る事務 ②医療扶助に係る事務 ③介護扶助に係る事務</p> <p>※生活に困窮する方の申請に基づき、生活の状況を調査した上で保護の要否を判定し、生活保護の開始を決定する。生活保護対象者に対して、生活の状況に応じて各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給を行う。 また、保護が適正に行われているか継続的に調査や点検を行い、必要に応じて指導の実施、及び支給した保護費や医療費等の返還や徴収の請求を行なう。</p> <p>(詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p><中間サーバ> 生活保護事務では番号法別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

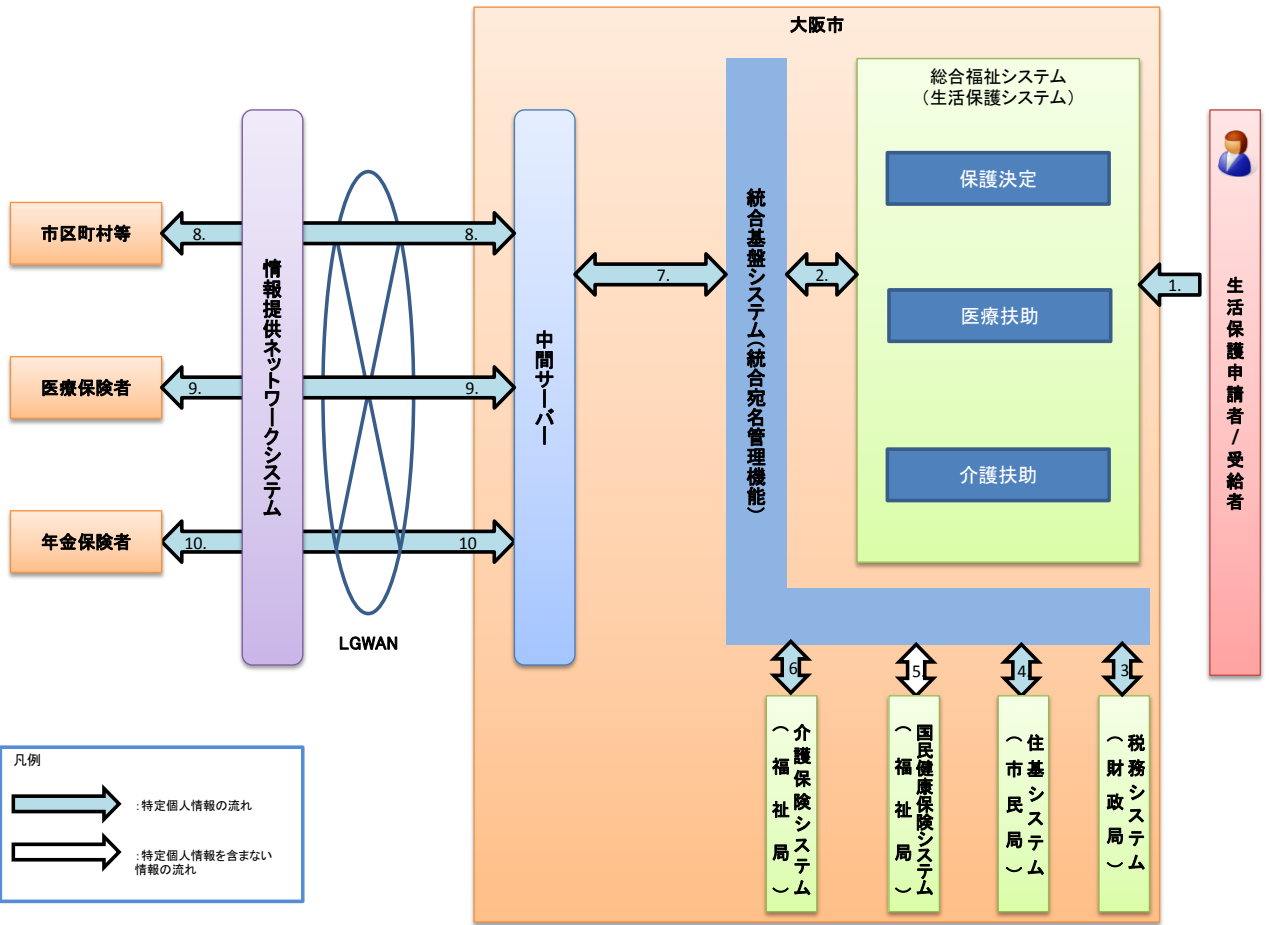
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	総合福祉システム(生活保護システム)
②システムの機能	<p>①保護決定機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受付、相談、申請受理情報を管理する。 申請者の生活保護の要否に係る調査、及び継続保護受給者の生活状況把握調査を実施するため、調査票の発行を行う。 受給者の状況(居住地、年齢、性別、本籍、資産、収入等)の情報を管理する。 申請者の生活の状況より生活保護の要否を判定する。 生活保護対象者の生活の状況から各扶助の決定登録、及び保護費の計算を行う。 生活保護に係る証明書等の発行を行う。 返還金・徴収金の決定を行う。 <p>②医療事務機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に送付するための医療の要否意見書等を発行する。 病状等の情報を管理する。 医療券・調剤券・施術券を発行する。 医療扶助に係るレセプトの資格点検を行う。 長期入院患者、頻回受診者等についての調査対象者リストの抽出や調査状況管理を行う。 <p>③介護事務機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護資格情報、及び認定情報を管理する。 介護券を発行する。 介護扶助に係る給付実績に対して資格点検を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (生活保護等レセプト管理システム、生活保護業務データシステム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	生活保護の受給可否を決定するにあたり受給者の所得等を把握するとともに、受給が決定した後の各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の状況および、各種扶助の金額を決定する根拠となる、収入、家賃、健康状況等を把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公平、公正な生活保護の受給決定につながる ・適正な扶助の実施が実現できる ・各種証明書等の提出が不要になるなど市民負担の軽減につながる
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第15の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第15条第1、2、3、4、5、6、7、8の項</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1.【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二 第9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条 大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)別表第2の、第1、2、3、5、8、9、9の2、10、11、12、12の2、13、16、18、19、20、20の2の項</p> <p>2.【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二 第26の項 番号法別表第二の主務省令第19条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保護課
②所属長の役職名	福祉局長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(1) 行政機関間等情報連携イメージ



(備考)

〈情報連携の流れ〉

- ・大阪市内部での情報連携については必要に応じて統合基盤システムを通じて行う。(2,3,4,5,6)
- ・大阪市の他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(7,8,9,10)
- ・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
- ・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
- ・セキュリティの観点により、中間サーバには個人番号及び基本4情報を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号の保有により本人を特定する。

〈情報連携の説明〉

1. 個人番号を利用した業務は、生活保護申請者又は受給者より生活保護受給に関わる申請等が行われる。一方、個人番号を利用しない業務は、生活保護申請者又は受給者へは、保護決定通知書の交付、給付券等の交付等が行われる。
2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバへの情報連携を行う。
3. 税務システムに市民税、固定資産税、軽自動車税等の地方税関係情報の情報提供依頼を行い、保護決定等の業務に利用する。
4. 住基システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、保護決定の業務に利用する。
5. 国民健康保険システムに医療保険資格、医療助成等の情報提供依頼を行い、保護決定の業務に利用する。
6. 介護保険システムに介護保険資格情報、認定情報、賦課情報等の情報提供依頼を行い、保護決定、介護保険料代理納付、介護扶助の業務に利用する。
7. 統合宛名管理システムにおいて、総合福祉システムから連携された個人に対し大阪市内で新たに「団体内統合宛名番号」を付番する。
中間サーバからの連携データについては「団体内統合宛名番号」から総合福祉システム内のキー項目に逆変換する。
8. 他市区町村等へ、地方税関係情報、他福祉施策等関係情報、介護保険関係情報等の情報提供依頼を行い、保護決定、介護扶助の業務に利用する。
9. 医療保険者へ、医療保険資格、医療給付等の情報等提供依頼を行い、保護決定、医療扶助の業務に利用する。
10. 年金保険者へ、年金保険資格、年金給付関係等の情報等提供依頼を行い、保護決定の業務に利用する。

※「(別添1)事務の内容」の以降の内容に関する補足

上記にあるとおり、他行政機関等からの照会があった場合には、生活保護事務で管理している情報を回答することとなるが、回答を行うための中間サーバへの情報格納は情報システムにより自動的に実施するものと想定している。
そのため、次ページ以降の別添1の保護決定等に関する図表には、他行政機関等からの照会に伴う事務は記載していない。(図表には、本市の職員(業務委託をされている場合は委託先を含む)が、実際に事務として作業を行うことが想定される内容を記載している。)

別添2へ続く

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・生活保護の受給者、過去の受給者、及び過去の受給相談者(受給決定に至らなかった者) ・その同居親族、同居していない扶養義務者等
その必要性	生活保護の公平・公正な受給決定及び適切な扶助の実施を目的としているため、現に受給している者の他に、過去に受給していた者、及び受給に至らなかったが相談に来た者(受給しようとする者)を保有している。 また、同居していない扶養義務者については、生活保護を受給しようとする者および受給者に対する扶養の能力と意思を有していることを確認するために保有している。ただし保有している情報は限定される。(氏名、住所、電話番号のみ)
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報①本人への連絡等のため、②居住実態を確認し不正受給を防止するため、③続柄情報から適切な扶助対象範囲を特定するため、④出生、死亡、転出など世帯状況の変更を確認するために保有 ・地方税関係情報:本人の収入や資産の状況を把握し、適切な扶助の金額等を決定するために保有 ・健康・医療関係情報:健康状況や医療情報を把握し、適切に医療扶助を実施するために保有 ・児童福祉・子育て関係情報:児童福祉等に関連する給付状況を把握し、適切に扶助を実施するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:本評価書が対象とする事務が本来扱うべき情報として保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護・高齢者福祉関係の給付状況を把握し、適切に扶助を実施するために保有 ・雇用・労働関係情報:労働の実態や、雇用保険受給有無を把握し、適切に扶助を実施するために保有 ・年金関係情報:年金収入状況を把握し、適切に扶助を実施するために保有 ・学校・教育関係情報:在学状況を把握し、適切な就学扶助等を実施するために保有 ・災害関係情報:被災者等の緊急的な保護を必要とする者を把握し、適切に扶助を実施するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日

⑥事務担当部署		福祉局生活福祉部保護課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢者施策部介護保険課、福祉局生活福祉部保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (独立行政法人福祉医療機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度		<生活保護システムに関するもの> ・随時: 受給申請時、世帯情報変更時、不正受給が疑われた際の調査時等、個別に入手している ・定期: 年次で生活保護受給者全員の税(所得)情報を入手している <統合基盤システムに関するもの> ・団体内統合利用番号等の統合基盤システムで管理する情報について、月1回連携 <中間サーバに関するもの> ・生活保護事務に関する情報について、月1回連携
④入手に係る妥当性		生活保護の受給を申請を受ける際に、公平・公正な保護決定を期すために、税情報等を入手している。 世帯員に変更が生じた際も、改めて生活保護受給要件を満たすことを確認するために、税情報等を入手している。 また、不正受給の疑いが生じた際にも、受給要件を満たしていること等を調査するために各種情報を入手している。 上記の他、税(所得)情報は年次で新しい情報が作成されるため、その頻度に合わせて受給者の税情報を入手し、突合している。
⑤本人への明示		本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示している。庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法および生活保護法第29条にて明示されているとともに、保護受給申請時に本人へ口頭で説明を行う。
⑥使用目的 ※		生活保護の受給可否の決定、生活保護が決定した後の各種扶助の実施、不正受給が発覚した際の保護に要した費用の返還請求、又は相当費用の徴収
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉局生活福祉部保護課、地域福祉課、各区保健福祉センター、出張所、緊急入院保護業務センター
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>I 保護決定に関する事務 ・生活保護法第29条に係る調査の情報(※)より、保護の受給要件や保護費を確認し、保護開始、変更、廃止決定及び保護費の返還や徴収の決定を行う。</p> <p>II 医療扶助に関する事務 ・他法資格要件の情報により、医療の公費負担割合を確認し、医療扶助の決定を行う。</p> <p>III 介護扶助に関する事務 ・介護保険認定等の情報により、介護扶助の決定を行う。 ・他法資格要件の情報により、介護の公費負担割合を確認し、介護扶助の決定を行う。</p> <p>(※)生活保護法第29条に係る調査の情報：地方税情報、年金・手当情報、医療給付情報、介護保険料賦課情報、雇用保険情報、労災保険情報</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p><生活保護システムに関わるもの> (1)地方税関係情報と申請情報を突合して、所得額を確認し、生活保護受給要件情報を収集する。【上記 I】 (2)年金・手当、医療給付情報、雇用保険情報、労災保険情報等と申請情報を突合して、収入情報を確認し、生活保護受給要件情報を収集する。【上記 I】 (3)他法資格要件と申請情報を突合して、他法要件を確認し、介護扶助及び医療扶助への適用を判断した上で、公費負担割合を決定する。【上記 II、III】 (4)介護保険認定情報と申請情報を突合して、介護保険認定を確認し、介護扶助を決定する。【上記 III】</p> <p><統合基盤システムに関わるもの> 個人番号を突合することにより団体内統合利用番号を取得する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>保護を受けている世帯及び世帯員の年齢別人数、世帯構成別人数、扶助種類別の人数、月間の申請却下・取下、保護開始・廃止の件数などの統計を行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・世帯の状況や収入等により、生活保護の開始や継続扶助の実施を決定する。また最低生活費を計算し、生活扶助費支給額を決定する。 ・受給者の他法資格要件等の情報により、医療扶助の適用を決定する。 ・受給者の要介護認定等の情報により、介護扶助の適用を決定する。 ・税情報、他法資格情報等より、受給者からの申告内容を確認し、不適正/不正があった場合には、保護費の返還や徴収、加算金等の徴収を決定する。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月4日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1	システム保守・運用業務
①委託内容	生活保護システムの定常的な運用業務およびメンテナンス等の保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性 生活保護業務の正確かつ適正な業務の実施及び総合福祉システムの安定した稼働を図るため、専門的な知識を有する民間業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 業務委託契約書の規程に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項 ・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務 ・保守業務および運用支援業務における一部作業

委託事項2		中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、帳票印刷、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		アクセンチュア株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		基幹系システム統合基盤運用保守
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバ設置場所における運用保守のみのため提供しない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務

委託事項4		バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。外部記憶媒体を保護ロッカーに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ロッカーを配送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (鍵付の保護ロッカーに媒体を格納し、委託業者に預けている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		阪神不動産株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (28) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (23) 件 [] 行っていない
提供先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②提供先における用途	別紙のとおり
③提供する情報	別紙のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	別紙のとおり
移転先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②移転先における用途	別紙のとおり
③移転する情報	別紙のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	別紙のとおり

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>1. 特定個人情報の保管場所 ・特定個人情報はシステム用ファイルとして生活保護システム及び統合基盤システムのサーバ内に格納している。 ・バックアップデータを記録したCD等の外部記憶媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。</p> <p>2. 保管場所の状況 ①サーバー ・生活保護システム及び統合基盤システムのサーバは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に関しカメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。 ・中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。 ②外部記憶媒体 ・情報システム室については、上記①に同じ。 ・遠隔地保管については、専門業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 913 459 1133"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="459 913 1495 1133"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1133 459 1133"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="459 1133 1495 1133"> <p>保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、生活保護事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、生活保護事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、生活保護事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>【電子データ】 ・データについては、保存期間満了後、システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部記憶媒体については、物理的破壊を行う。</p> <p>【紙書類】 ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				
<p>7. 備考</p>					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜統合基盤システム＞

(団体内宛名)

1.個人番号、2.統合宛名番号、3.氏名(漢字)、4.氏名(カナ)、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.業務システム固有宛名番号、9.異動事由、10.識別項目1、11.識別項目2、12.識別項目3、13.識別項目4、14.登録日時、15.更新日時

＜中間サーバー＞

(中間サーバー)

1.情報提供用個人識別符号、2.情報提供記録

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が書面を提出する際に、本人が本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする）以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・生活保護業務においては生活保護法第28条に基づき、CWが新規申請時や保護を決定するため、本人へ家庭訪問や面接を行っており、本人確認は常に行なわれている。 <p>各種申請に関しては、保護決定通知書、休日・夜間等診療依頼証、個人番号カードなどで申請者の本人確認も行う。</p> <p>※CW(ケースワーカー)</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。
その他の措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することになっている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で従事者からの生活保護システム、及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することになっている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で従事者からの生活保護システム、及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護業務においては生活保護法第28条に基づき、CWが新規申請時や保護を決定するため、本人へ家庭訪問や面接を行っており、本人確認は常に行なわれている。 各種申請に関しては、保護決定通知書、休日・夜間等診療依頼証、個人番号カードなどで申請者の本人確認も行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード等の提示を受け、本人確認終了後、生活保護システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努めている。 住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 システム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照会情報を記載した保管不要な書類はシステムへの入力等を終えた場合には速やかに処分する。 事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策などを実施。 定期的及び随時にウイルスソフトウェアの更新を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から生活保護システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムを使用できるのは、生活保護事務を担当する職員のみに限られている。したがって、生活保護事務ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 ・生活保護システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。 ・生活保護システム及び統合基盤システムは、中間サーバーには番号法において各事務で提供が求められた情報のみを登録・変更できる仕組みとする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【認証方法】</p> <p><生活保護システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ネットワークユーザーIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザーIDを付与し、ユーザーIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p>【なりすまし防止策】</p> <p>従事者は以下を遵守し、利用ユーザーIDを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> パスワードは第三者に知られないように管理する パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする パスワードは定期的に変更する OSでパスワードの記憶機能を利用しない設定としている パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する 使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><生活保護システムにおける措置></p> <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザーIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザーIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザーID、アクセス権限の割付を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当替え等により操作権限を無くした者のユーザーIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><生活保護システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ユーザーID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ユーザーIDやアクセス権を各事業所管課が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザーIDおよび権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	記録を残している
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・生活保護システム、及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 <p>【職員の違反措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析を行い、事務外の利用有無を確認する。 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 <p>個人情報 の目的外利用 情報セキュリティポリシー違反</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <p><生活保護システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>【業者選定時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること及びISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 <p>【契約時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書において次の事項を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限していない] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>	
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。 システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1ヵ月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行っている。 システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容が記録される。 	
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から第三者への特定個人情報の提供は認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先へ特定個人情報ファイルを提供することはなく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用するなど、特定の作業場所で行うこととしている。 委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。 	
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託事業者には特定個人情報の持ち出しは許可していないため、消去対象の情報はない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない 個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる 目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止 個人情報等の外部への持ち出し禁止 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く) ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能 ・一括再委託等の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている (※)委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・移転については、生活保護システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録するように構築している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p>	
その他の措置の内容	USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・生活保護システムから対象のシステムに向け、自動で情報を抽出するようシステムを構築し、抽出した情報を対象システムに引き渡して移転を行っている。</p> <p>【統合基盤システムにおける措置】 ・生体認証</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・生活保護システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。また、決められた移転先のみには情報移転ができない仕組みとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><生活保護システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><生活保護システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、生活保護システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなり、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><生活保護システムの運用における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、生活保護システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。</p> <p>②中間サーバーに保有される特定個人情報、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【情報システム室(※)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室は無窓構造であり、入退室できるドアは2か所に限定しており、これらのドアもICカードと暗証番号による入退室管理を行っている。 ・サーバー機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・情報システム室には火災報知機やハロン消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室内に設置したサーバは、転倒、落下防止等の耐震対策を行っている ・情報システム室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講じている。 <p>(※)中央情報処理センター内でサーバーを設置している場所</p> <p>【記録媒体等の保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムバックアップデータは、情報システム室内の保管庫に格納し、入室者の制限を行っている。また、大阪府外の遠隔地にも保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【ウイルス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 <p>【不正アクセス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管方法としている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<生活保護システムにおける措置> ・データについては、最新化した状態で保管する。 ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	・データについては、保存期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部記憶媒体については、物理的破壊を行う。 ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・大阪市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、毎年1回、総括情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 ・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な内容	<p>・情報セキュリティ責任者が毎年セキュリティ内部監査として、セキュリティ対策の実施状況について確認を行っており、本システムについてもその中で確認を行っている。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部の監査員によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な方法	<p><生活保護システムにおける措置> ・本システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、セキュリティ運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保護課 電話: 06-6208-8011 ファックス: 06-6202-0990
②対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ(大阪役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市福祉局生活福祉部保護課)への持参により意見を受け付ける。
②実施日・期間	平成27年5月18日(月) から 平成27年6月16日(火) まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年7月16日
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	1. 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 第9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条 大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)別表第2の、第1、2、3、5、8、9、9の2、10、11、12、12の2、13、16、18、19、20、20の2の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二第26の項	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠について、情報提供と情報照会を分けて記入するため及び、別表第二変更に伴う、追記及び削除
平成30年11月13日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局長 西嶋 善親	福祉局長	事後	H28.4.1付異動
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社日立システムズ	アクセンチュア株式会社	事後	委託先変更のため
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供件数 移転件数	提供を行っている 24件 移転を行っている 2件	提供を行っている 28件 移転を行っている 23件	事後	提供先・移転先の追加のため
平成30年11月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	【統合基盤システムにおける措置】 ・生体認証	事後	文言追加
平成30年11月13日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 ②請求方法 特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する予定。	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。	事後	文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第9の項	番号法第19条第7号 別表第二 第9の項 番号法別表第二の主務省令第8条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先1 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給決定、支給	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先1 ③提供する情報	生活保護費の受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第10の項	番号法第19条第7号 別表第二 第10の項 番号法別表第二の主務省令第9条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定、障害福祉サービスの提供、高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ③提供する情報	生活保護費の受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第14の項	番号法第19条第7号 別表第二 第14の項 番号法別表第二の主務省令第11条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先3 ②提供先における用途	児童福祉法による医療の給付等の決定、障害児入所給付費の支給決定、高額障害児入所給付費の支給、特定入所障害児食費等給付費の支給	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は、特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先3 ③提供する情報	生活保護の受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第16の項	番号法第19条第7号 別表第二 第16の項 番号法別表第二の主務省令第12条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先4 ②提供先における用途	児童福祉法による療育の給付決定、負担能力の認定又は費用の徴収、保育料の決定、負担能力の認定及び費用の徴収、助産施設における助産の実施の決定、負担能力の認定又は費用の徴収	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先4 ③提供する情報	本人又は同一世帯に属する者の生活保護の受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第24の項	番号法第19条第7号 別表第二 第24の項 番号法別表第二の主務省令第17条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先5 ②提供先における用途	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先5 ③提供する情報	生活保護の受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第26の項	番号法第19条第7号 別表第二 第26の項 番号法別表第二の主務省令第19条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先6 ②提供先における用途	生活保護法による要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先6 ③提供する情報	要保護者及び被保護者であった者の支給有無、支給開始年月日、支給終了年月日、扶助の種類、支給月額合計	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27の項	番号法第19条第7号 別表第二 第27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先7 ②提供先における用途	地方税法等による個人住民税の減免、固定資産税の減免、軽自動車税の減免、法定外目的税の減免	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先7 ③提供する情報	生活保護法に規定する保護に関する情報(保護の種類、保護を開始した日、保護を終了した日)	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第28の項	番号法第19条第7号 別表第二 第28の項 番号法別表第二の主務省令第21条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先8 ②提供先における用途	地方税法等による個人事業税の減免、都道府県法定外普通税の減免、狩猟税の減免、水利地益税の減免、固定資産税の減免	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先8 ③提供する情報	生活保護法に規定する保護に関する情報(保護の種類、保護を開始した日、保護を終了した日)	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先9 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務における、貸付けの決定に関する審査、貸付金の一時償還に関する審査、貸付金の停止に関する審査、貸付契約の解約に関する審査、償還猶予の決定又は取消に関する審査、償還免除の決定に関する審査	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第31の項	番号法第19条第7号 別表第二 第31の項 番号法別表第二の主務省令第22条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先10 ②提供先における用途	・公営住宅への入居者の決定 ・家賃の決定 ・家賃又は金銭を減免する決定 ・敷金を減免する決定 ・家賃・敷金又は金銭の徴収を猶予する決定 ・公営住宅の入居者が当該公営住宅の入居の	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先10 ③提供する情報	入居者及び同居者の生活保護の決定の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第50の項	番号法第19条第7号 別表第二 第50の項 番号法別表第二の主務省令第26条の4	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先11 ②提供先における用途	国民年金等にかかる保険料納付の法定免除の該当届出の確認、保険料納付の法定免除の不該当届出の確認、保険料全額免除の申請の処分、若年者納付猶予の申請の処分、学生等の保険料納付の特例に係る処分、保険料納付の免除勧奨	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先11 ③提供する情報	生活保護法による生活扶助以外の扶助、その他の援助であって厚生労働省令で定めるものの受給情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第54の	番号法第19条第7号 別表第二 第54の項 番号法別表第二の主務省令第28条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先12 ②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の入居者の決定、改良住宅の家賃の決定、割増賃料を定める事務、家賃を減免する決定、敷金を減免する決定、家賃又は敷金の徴収を猶予する決定、改良住宅の明渡しを請求する事務、他の住宅をあっせんする事務、改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先12 ③提供する情報	入居者及び同居者の生活保護の決定の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第61の項	番号法第19条第7号 別表第二 第61の項 番号法別表第二の主務省令第32条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先13 ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先13 ③提供する情報	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の生活保護受給者情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第62の項	番号法第19条第7号 別表第二 第62の項 番号法別表第二の主務省令第33条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に要する費用の徴収、措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先14 ③提供する情報	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の生活保護受給者情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第64の項	番号法第19条第7号 別表第二 第64の項 番号法別表第二の主務省令第35条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先15 ②提供先における用途	母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の利用料の決定	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を不要しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先15 ③提供する情報	同一世帯に属する者の生活保護費受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第70の項	番号法第19条第7号 別表第二 第70の項 番号法別表第二の主務省令第39条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先16 ②提供先における用途	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の決定	母子保健法による費用の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先16 ③提供する情報	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)の生活保護の受給の有無	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先17 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に係る申請の受理、介護手当の支給の審査、介護手当の支給に係る申請に対する応答	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第94の項	番号法第19条第7号 別表第二 第94の項 番号法別表第二の主務省令第47条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先18 ②提供先における用途	介護保険料の賦課要件の確認、被保険者の資格喪失の確認、被保険者証の再交付申請の確認、保険料の減免申請の要件確認、保険料の徴収猶予申請の要件確認、居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認、介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認、高額介護サービス費の支給の要件確認、高額介護予防サービス費の支給の要件確認、特定入所者介護サービス費の支給の要件確認、特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認、特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認、特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認、旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給要件の確認、旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給要件の確認	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先18 ③提供する情報	被保険者の生活保護受給者情報、旧措置入所者の生活保護受給者情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第104の項	番号法第19条第7号 別表第二 第104の項 番号法別表第二の主務省令第52条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先19 ②提供先における用途	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による義務教育諸学校及び保育所の児童生徒等に係る災害共済給付の医療費に係る給付金の請求内容の審査	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先19 ③提供する情報	児童生徒等の保護者の生活保護の支給の有無、支給開始・終了年月日、支給履歴	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第106の項	番号法第19条第7号 別表第二 第106の項 番号法別表第二の主務省令第53条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先20 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうかの判定、返還期限猶予の審査における本人の状況の確認、奨学金債権償却の認定のための返還者本人・連帯保証人・保証人の状況の確認	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先24～28	—	—	事後	提供先を追加
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の項	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 ②移転先における用途	市民税の課税決定	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 ③移転する情報	市民の生活保護の受給有無	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2 ②移転先における用途	介護保険料の決定	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2 ③移転する情報	市民の生活保護の受給有無	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	事後	別紙に集約 文言追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 移転先3～23	—	—	事後	移転先を追加
平成30年11月13日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	42233	43252	事後	評価書の見直しに伴い実施日が変更となるため
平成30年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合利用番号を業務システム、中間サーバへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバからの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢者施策部介護保険課)	評価実施機関内の他部署(市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢者施策部介護保険課、福祉局生活福祉部保険年金課)	事後	①本市内部の庁内連携は個人番号を用いず独自番号で行うため、記載していなかったが、H27.12月に制定した本市規則で、双方で個人番号を保
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	阪神不動産(株)	阪神不動産株式会社	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者へのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 	<p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者へのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第108の項	番号法第19条第7号 別表第二 第108の項 番号法別表第二の主務省令第55条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先21 ②提供先における用途	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給決定 ・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給 ・自立支援医療費の支給認定 ・自立支援医療費の支給認定の変更 ・自立支援医療費の支給 ・自立支援医療費等の審査及び支払 	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先21 ③提供する情報	生活保護費の受給の有無	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第87の項	番号法第19条第7号 別表第二 第87の項 番号法別表第二の主務省令第44条	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先22 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の決定又は実施、支援給付に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先22 ③提供する情報	要支援者及び被支援者であった者の支給有無、支給開始年月日、支給終了年月日、扶助の種類、支給月額合計	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第116の項	番号法第19条第7号 別表第二 第116の項 番号法別表第二の主務省令第59条の2	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先23 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先23 ③提供する情報	支給認定子どもの世帯の状況(被保護世帯であるか否か)	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第120の項	番号法第19条第7号 別表第二 第119の項 番号法別表第二の主務省令第59条の3	事後	別紙に集約 文言追加
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先24 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費に係る支給認定	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先24 ③提供する情報	支給認定難病患者の世帯の状況(被保護世帯であるか否か)	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	別紙に集約 文言整理
平成30年11月13日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第15の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第15条第1、2、3、4、5、6、7、8の項	事後	文言修正